

ニセコ町議会の映像配信に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町民に開かれた議会を目指し、議会からの情報発信、情報公開を行うため、会議の映像配信に関し、必要な事項を定めるものとする。

(映像配信の方法)

第2条 映像は、インターネットにより配信する。

2 配信する映像は、録画配信とする。

(映像配信を行う会議)

第3条 映像配信を行う会議は、次のとおりとする。

- (1) 議場で開催する定例会、臨時会
- (2) 予算特別委員会、決算特別委員会
- (3) その他議長が必要と認める会議

2 前項に掲げる会議が、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条第1項ただし書の規定により秘密会とされた会議の映像配信は行わない。

(映像配信の削除)

第4条 配信する映像に次の各号に該当する場合は、削除する。

- (1) 議長の職権により取消しを命じた発言
- (2) 議会の許可を得て取消した発言
- (3) 休憩中の映像

2 前項に掲げるもののほか、議長が映像配信を行わない特別の理由があると認めるとき。

(映像配信の期間)

第5条 映像配信の期間は、おおむね2年間とする。

(映像配信の中止)

第6条 議長は、不測の事態、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、映像配信を中止することができる。

(著作権の帰属)

第7条 映像配信した情報の著作権は、議会に帰属する。

2 配信映像は切り抜き又は転載も含めて、議長の許可なく他に使用することを禁ずる。

(映像配信の位置付け)

第8条 映像配信は、法第123条に基づく会議録ではない。

2 前項の規定は、その旨を視聴者に対して明示するものとする。

(免責)

第9条 議会は、映像配信を利用したこと又は映像配信の情報を使用したことに起因する損害の発生について一切の責任を負わない。

(庶務)

第10条 映像配信に関する庶務は、議会事務局において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、映像配信に関する必要な事項は、議会運営委員会に諮り、議長が定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。